

[事案 30-57] 災害入院給付金支払請求

・平成 30 年 11 月 29 日 裁定終了

<事案の概要>

約款所定の入院に該当しないことを理由に災害入院給付金が支払われなかったことを不服として、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

階段から転落し、腰部挫傷等により約 2 か月間入院したので、平成 29 年 11 月に契約した終身医療保険にもとづき、災害入院給付金およびこれに対する遅延利息を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、本入院は、約款に定める「入院」（医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること）に該当しないため、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人の希望による入院であった。
- (2) 骨折等の入院を要する異常は認められなかった。
- (3) 入院中の治療内容は、投薬、リハビリ、注射等であり、入院しなければならないものではなかった。
- (4) 入院開始時より独歩可能であり、日常生活動作は完全に自立していた。
- (5) 入院中に外出、外泊をしていた。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、入院時の状況を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。また、医学的判断の参考とするため、独自に第三者の専門医の意見を求めた。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の入院が約款に定める「入院」に該当するとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。